

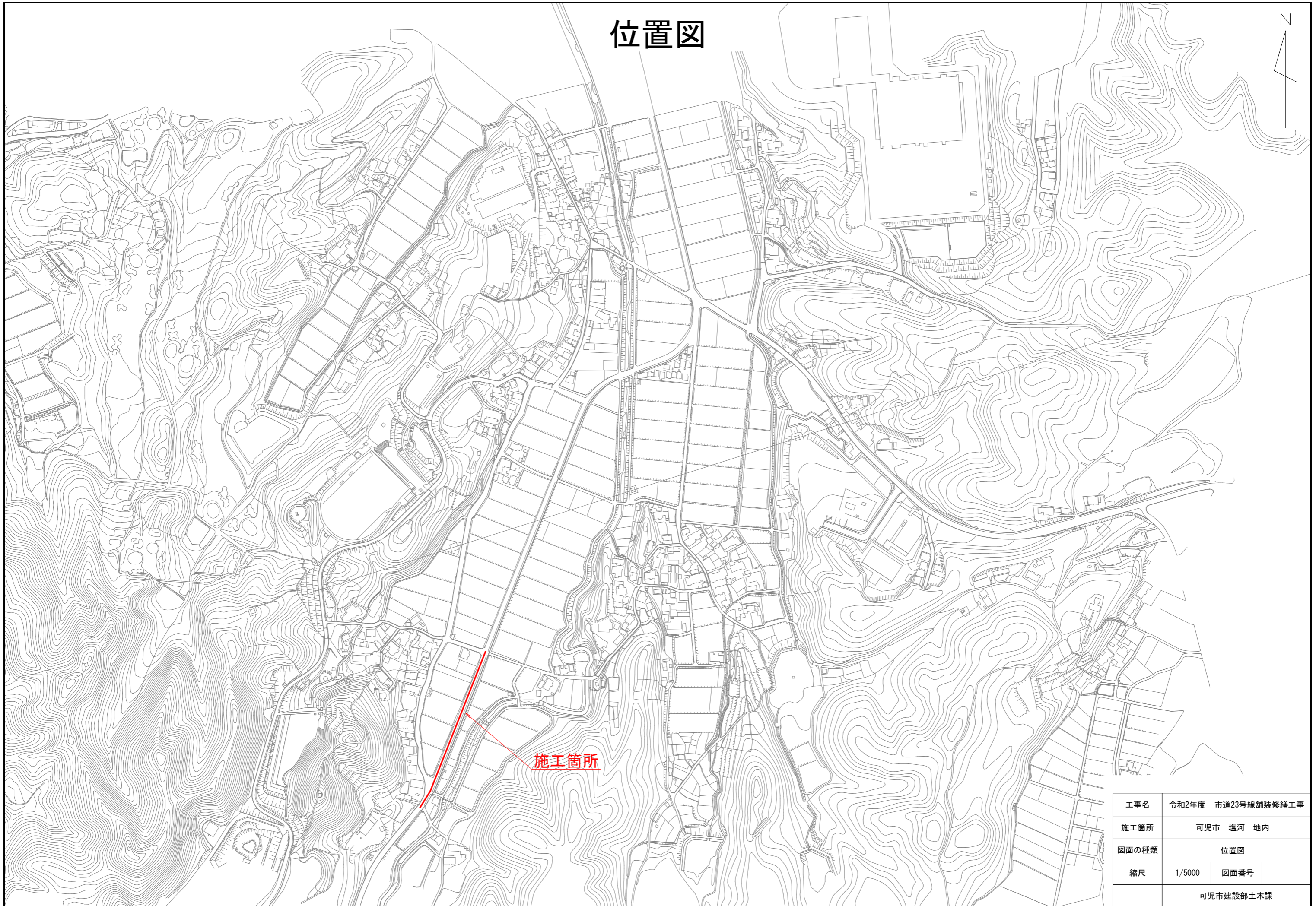
課 長	係 長	検 算	設 計

事業年度	令和 2 年度
事業種別	単独
工事番号	維工-4

工事名 令和 2 年度 市道 23 号線舗装修繕工事

可児市 建設部 土木課

位置図



施工箇所

工事名	令和2年度 市道23号線舗装修繕工事		
施工箇所	可児市 塩河 地内		
図面の種類	位置図		
縮尺	1/5000	図面番号	
可児市建設部土木課			

件名	令和2年度 市道23号線舗装修繕工事		
施工場所	可児市 塩河 地内		
金額	円	内消費税相当額	円
理 由			
市道23号線について、大型車の通行が多く、表層の剥離やひび割れ等により通行に支障をきたしている。また、通行時の騒音や振動により周辺環境に影響を及ぼしているため舗装修繕を行う。			
概 要			
延長	塩河地内	L=270m	
撤去工	路面切削工	平均厚 t =50	A=1,700 m ²
舗装工	表層工 再生密粒 AS(20)	t =50	A=1,700 m ²
付帯工	区画線工	一式	
特記仕様書			
<p>1. 一般事項</p> <p>(1) 受注者は、工事請負契約書、可児市建設工事共通仕様書及び特記仕様書に基づき施工するものとする。なお、特記仕様書は共通仕様書に優先する。</p> <p>(2) 受注者は、本工事が「可児市工事事品質証明実施要領」の対象となる場合、要領に基づき品質の証明を実施しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、受注時、変更時、完成時の各時点において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を提出し監督員の確認を受けた後に、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。ただし、工事請負代金500万円未満に変更する場合には変更時登録を行うものとする。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。</p> <p>(4) 提出・提示書類は別添「可児市建設工事における取扱い書類一覧表」に基づき実施するものとする。また、工事打合簿（指示、協議、承諾は除く）、材料確認簿、夜間・休日作業届けの書類を提出する場合は、所定の様式に基づき、電子メールにて提出するものとし、書面には署名または押印する必要はないものとする。これらに定めのない事項については、監督員と協議する。</p>			

(5) 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 29 年 5 月改正法律第 41 条）」に基づく技術基準に適合する機械、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 3 年 10 月 8 日付建設省経機発第 249 号、最終改定平成 22 年 3 月 18 日付け国総施第 291 号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規定（平成 24 年 3 月 23 日付け国土交通省告示第 348 号）」もしくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 23 年 7 月 13 日付け国総施第 215 号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。

排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発技術の技術審査・証明事業もしくは、建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出するものとする。

機 種	備 考
一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタシャベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット （以下に示す基礎工事用機械のうちベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの： 油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ローラ類 （ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ） ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5kw 以上 260kw 以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。
・オフロード法の基準適合表示が付されているもの又は特定特殊自動車確認証の交付を受けているもの ・排出ガス対策型建設機械として指定を受けたもの	

2. 産業廃棄物の適正処理について

- (1) 受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、監督員の指示に従い、産業廃棄物関連書類の提出及び確認並びに処理施設の現地確認並びに建設廃棄物処理状況の管理を行い、産業廃棄物が最終処分に至るまで適正に処理されていることを確認しなければならない。
- (2) 建設発生土については、工事間流用とし、流用先は監督員が指示する。都合により工事間流用ができなくなった場合は、別途協議する。ただし、建設発生土が 100m³ 未満の場合はこの限りではない。また請負者の都合により処分場を変更する時は監督員に報告するものとする。

3. 工事施工について

- (1) 契約書 18 条第 1 項第 1 号から 5 号に係る設計図書の照査を行い、監督員の確認を受けて施工を行うこと。
- (2) 受注者は、工事着手に先立ち、現場付近の地元住民及び通過交通者に対する周知、説明、説得等を行い、また学校、隣接家屋者への事前説明、自家用車・人の出入り等の調整を図り、トラブルの生じないよう努めること。
- (3) 工事による既設構造物の破損については、未然に防止するよう予め十分調査をし、また、支障を及ぼさないよう相当の防護工を施工しなければならない。なお、誤って損傷を与えた場合は、受注者の責任において復旧しなければならない。調査に際しては、記録保存の必要を認めた場合は写真撮影、測量等を行わなければならない。
- (4) 工事着手前に、可児市基準点（世界測地系）を用い、境界（座標）を確認すること。また、特に指示しない限り、構造物を官民境界とするため、官民境界と構造物の位置を示した図面等にて施工した構造物が民地を侵していないことを報告すること。
- (5) 施工区間と現道との取付については、交通の支障とならないよう充分留意すること。
- (6) 必要に応じ交通誘導警備員を配置し、安全を期さなければならない。また、夜間の安全確保についても十分な対策を施すこと。

4. 工事保険について

本工事において、発注者、受注者及び全下請人を被保険者として、工事着手から工事目的物の引渡しまでの期間について、賠償責任保険（保険対象：第三者に与えた損害）及び工事保険（保険対象：工事目的物、工事材料及び仮設物等）に加入するものとする。

5. ワンデーレスポンス取組について

- (1) この工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事です。
「ワンデーレスポンス」とは受注者からの質問、協議、報告、承諾願、立会願等への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することです。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。
- (2) 実施にあたっては、可児市工事監督におけるワンデーレスポンス実施要領に基づき実施する。
- (3) 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合や計画工程と実施行程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに監督員へ報告すること。
- (4) 受注者は、施工計画書に基づいて適正な計画工程を作成し、工事の先々を予見しながら、施工するものとする。

6. 電子納品について

「岐阜県電子納品要領」等に基づき、電子納品を行うこと。なお、電子納品の内容については、監督員と事前に協議し、決定すること。

7. 暴力団等による不当介入における通報義務について

- (1) 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から、事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報するとともに、可児市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成 22 年可児市訓令甲第 47 号）に定める様式第 9 号により可児市に報告しなければならない。なお、通報・報告がない場合は、可児市建設工事請負契約に係る指名停止措置要領に基づき、指名停止等の措置を行うことがある。
- (2) 受注者は、暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に工事等を完了することができないときは、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

8. 現場代理人の兼務について

現場代理人は、工事請負契約約款第 10 条第 2 項の規定により、契約工期内の現場常駐が

義務付けられているが、契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間や、工事の全部の施工を一時中止している期間については、監督員との連絡体制を確保した上で、常駐義務を緩和するものとする。

また、以下の条件を全て満たす場合に、他工事の現場代理人又は専任でない主任技術者を兼務することができる。

1. 他工事は、可児市発注の建設工事で、工事現場が市内であること。
2. 他工事においても、本工事と同様に現場代理人の兼務を認めていること。
3. 兼務を行う工事の総数が、本工事を含めて3件までであること。
4. 兼務を行う工事の請負代金額の合計が2,500万円未満であること。
5. 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応ができること。

なお、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がある場合、及び、発注者との連絡体制が確保されていないと監督員が認めた場合は、兼務を取り消すものとする。現場代理人が兼務となった場合は、本工事の監督員及び他工事の監督員の双方に、現場代理人兼務届を提出しなければならない。

9. 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間について

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材搬入、仮設工事等が開始されるまでの期間）については主任技術者または監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督職員と打ち合わせにおいて定める。

また、工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合は除く。）事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者または監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

10. その他

- (1) 現場施工に先立ち、現況縦横断面図を作成し、既設縦横断の修正を行い現場施工に反映させること。なお、現況縦横断面図及び計画縦横断面図を測定した結果記録は報告書作成の上、監督員に提出すること。また、計画縦横断面図の作成に当たり、計画横断面図を優先した計画縦断面図とすること。その場合において、左右端部の舗装高さはできるだけ同一高さになるよう計画すること。
- (2) 着手前において、起工測量を実施し、設計精査、確認を行い舗装面積展開図・計算書・区画線図面を監督員に提出すること。なお、既存の街渠柵及びマンホールの高さを測量し、図面へ反映させること。
- (3) 舗装コアの採取については、アスファルト舗装施工後、各層ごとにコア採取を実施し、監督員立ち会いのもと、舗装厚さの確認を下検査にて実施すること。
なお、検査コアの密度試験は公的機関で測定し、管理コアの測定は公的機関又はプラント試験室で行うものとする。公的機関で密度測定した場合は、完成検査時の品質検査は省略できるものとする。
- (4) 舗装版切断工に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、関係機関等と協議の上、適正に処理をする。
「適正に処理」とは「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供することが必要である。
なお受注者は、排水処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督員から請求があった場合は提示しなければならない。

特記仕様書
(条件明示)

工事名 令和2年度 市道23号線舗装修繕工事

下記項目、事項のうちレ印該当欄は、工事施工にあたって制約等をうけることになるので明示する。
なお、明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、市と協議し適切な処置を講ずるものとする。

施工条件

明示項目	明示事項	制約条件等
工 程	<input type="checkbox"/> 1. 関連する別途発注工事あり	<input type="checkbox"/> A. 工種 () <input type="checkbox"/> B. 期間 (~)
	<input type="checkbox"/> 2. 他機関協議による工程条件あり	<input type="checkbox"/> A. 工種 () <input type="checkbox"/> B. 期間 (~)
	<input type="checkbox"/> 3. 他機関との協議状況	<input type="checkbox"/> A. 協議済機関及び内容 () <input type="checkbox"/> B. 未協議機関及び内容 ()
	<input type="checkbox"/> 4. 占用許可状況 ()	<input type="checkbox"/> A. 許可済 <input type="checkbox"/> B. 申請中
	<input type="checkbox"/> 5. 建築確認	<input type="checkbox"/> A. 許可済 <input type="checkbox"/> B. 申請中
	<input type="checkbox"/> 6. 河川区域、保全区域内作業あり	<input type="checkbox"/> A. 許可済 <input type="checkbox"/> B. 申請中
	<input type="checkbox"/> 7. 文化財協議 (教育文化財課)	<input type="checkbox"/> A. 協議済内容 () <input type="checkbox"/> B. 未協議内容 ()
	<input type="checkbox"/> 8. その他	<input type="checkbox"/> A. その他 ()
用 地	<input type="checkbox"/> 1. 用地補償物件撤去まで着工制限あり	<input type="checkbox"/> A. 区間 (NC ~ NO.) <input type="checkbox"/> B. 着工見込時期 () <input type="checkbox"/> C. 内容 ()
	<input type="checkbox"/> 2. 工事用地の未買収	<input type="checkbox"/> A. 場所 () <input type="checkbox"/> B. 処理の見込み時期 <input type="checkbox"/> C. 未買収地への立ち入り可否
	<input type="checkbox"/> 3. 仮設ヤードの有無	<input type="checkbox"/> A. 官有地 <input type="checkbox"/> B. 民有地 <input type="checkbox"/> C. その他 () <input type="checkbox"/> D. 別途協議
	<input type="checkbox"/> 4. その他	<input type="checkbox"/> A. その他 ()
公 害 対 策	<input type="checkbox"/> 1. 施工方法の制限あり	<input type="checkbox"/> A. 騒音 () <input type="checkbox"/> B. 振動 () <input type="checkbox"/> C. 水質 () <input type="checkbox"/> D. その他 ()
	<input type="checkbox"/> 2. 事業損失防止に関する調査あり	<input type="checkbox"/> A. 調査の項目 ()
	<input type="checkbox"/> 3. 環境影響調査あり	<input type="checkbox"/> A. 生物・植物調査あり
	<input type="checkbox"/> 4. その他	<input type="checkbox"/> A. アスベスト含有材あり <input type="checkbox"/> B. フロン回収あり <input type="checkbox"/> C. その他 ()
安 全 対 策	<input checked="" type="checkbox"/> 1. 交通規制あり	<input type="checkbox"/> A. 全面通行止め <input checked="" type="checkbox"/> B. 片側通行止め <input type="checkbox"/> C. 時間制限あり ()
	<input type="checkbox"/> 2. 通学路あり	<input type="checkbox"/> A. 迂回路あり <input type="checkbox"/> B. 仮設歩道必要
	<input checked="" type="checkbox"/> 2. 交通整理員	<input checked="" type="checkbox"/> A. 区間 (全工種) 配置人員 2 人/日 <input type="checkbox"/> B. 区間 () 配置人員 人/日 <input type="checkbox"/> C. 区間 (~) 配置人員 人/日 <input checked="" type="checkbox"/> D. 交替要員あり
	<input type="checkbox"/> 3. 鉄道等の近接作業制限あり	<input type="checkbox"/> A. 工法制限あり () <input type="checkbox"/> B. 作業時間制限あり ()
	<input type="checkbox"/> 4. バス路線 (運行者との協議)	<input type="checkbox"/> A. 協議済内容 () <input type="checkbox"/> B. 未協議内容 ()
<input type="checkbox"/> 5. その他	<input type="checkbox"/> A. その他 ()	
工 事 用 道 路	<input type="checkbox"/> 1. 一般道路 (搬入路) の使用制限	<input type="checkbox"/> A. 搬入経路指定あり <input type="checkbox"/> B. 時間帯制限あり
	<input type="checkbox"/> 2. 仮設道路の設置条件あり	<input type="checkbox"/> A. 一般交通供用あり <input type="checkbox"/> B. 安全施設必要 () <input type="checkbox"/> C. 路面工 () <input type="checkbox"/> D. 工事完了後存続又は撤去 () <input type="checkbox"/> E. 構造 () <input type="checkbox"/> F. 用地 (借地) <input type="checkbox"/> G. 用地 (公用地) <input type="checkbox"/> H. 用地 (その他)
	<input type="checkbox"/> 3. その他	<input type="checkbox"/> A. その他 ()
指 定 仮 設 備	<input type="checkbox"/> 1. 仮設物の指定又は一部指定あり	<input type="checkbox"/> A. 工種 ()
	<input type="checkbox"/> 2. 仮設構造物の転用、兼用あり	<input type="checkbox"/> A. 工種 () <input type="checkbox"/> B. 内容 ()
	<input type="checkbox"/> 3. その他	<input type="checkbox"/> A. その他 ()

明示項目	明示事項	制約条件等
建設発生土 建設(産業)廃棄物 関係	<input type="checkbox"/> 1. 発生土砂等の有効利用、適正処理あり [場所が未確定]	<input type="checkbox"/> A. 運搬距離 (Km) <input type="checkbox"/> B. 投棄料計上あり <input type="checkbox"/> C. 整地 (押土、敷均、締固等) 必要 <input type="checkbox"/> D. 整地 (押土) 必要
	<input type="checkbox"/> 2. 発生土砂等の有効利用、適正処理あり [自工事へ流用]	<input type="checkbox"/> A. 盛土、埋戻 <input type="checkbox"/> B. スtockヤード利用あり () <input type="checkbox"/> C. 仮置場必要 () <input type="checkbox"/> D. 運搬距離 (Km) <input type="checkbox"/> E. 仮置場の用地借上費計上あり
	<input type="checkbox"/> 3. 発生土砂等の有効利用、適正処理あり [他工事へ流用、または処分地指定]	<input type="checkbox"/> A. 場所 () <input type="checkbox"/> B. 盛土、埋戻 <input type="checkbox"/> C. 整地 (押土、敷き均し、転圧) あり <input type="checkbox"/> D. スtockヤード利用あり () <input type="checkbox"/> E. 仮置場必要 () <input type="checkbox"/> F. 運搬距離 (Km) <input type="checkbox"/> G. 仮置場の用地借上費計上あり <input type="checkbox"/> H. 処分料計上あり
	<input type="checkbox"/> 4. 発生土砂等の有効利用、適正処理あり [他工事からの流用]	<input type="checkbox"/> A. 他工事名 () <input type="checkbox"/> B. 請負者運搬あり (運搬距離) <input type="checkbox"/> C. 盛土、埋め戻し <input type="checkbox"/> D. スtockヤード利用あり () <input type="checkbox"/> E. 仮置場必要 () <input type="checkbox"/> F. 仮置場の用地借上費計上あり
	<input type="checkbox"/> 5. 産業廃棄物の処理条件あり [特別管理産業廃棄物]	<input type="checkbox"/> A. 種類 () <input type="checkbox"/> B. 場所 () <input type="checkbox"/> C. 中間処理施設までの運搬距離 (Km) <input type="checkbox"/> D. 処理費計上あり
	<input type="checkbox"/> 6. 浄化槽、汲み取り便槽の取壊し処分あり	<input type="checkbox"/> A. 槽内洗浄必要 <input type="checkbox"/> B. 可児市環境課と打合せの必要あり
	<input checked="" type="checkbox"/> 7. 「可児市が発注する公共工事から発生する産業 廃棄物適正処理について」に基づく提出・提示書類 あり	<input checked="" type="checkbox"/> A. 産業廃棄物管理票 (マニフェスト) <input checked="" type="checkbox"/> B. 建設発生土処理地の関係図書 <input checked="" type="checkbox"/> C. コプリス
工事支障物件	<input type="checkbox"/> 1. 占用支障物件あり (電気)	<input type="checkbox"/> A. 移設時期 (H 年 月 頃) <input type="checkbox"/> B. 移設時期 (別途協議)
	<input type="checkbox"/> 2. 占用支障物件あり (電話)	<input type="checkbox"/> A. 移設時期 (H 年 月 頃) <input type="checkbox"/> B. 移設時期 (別途協議)
	<input type="checkbox"/> 3. 占用支障物件あり (水道)	<input type="checkbox"/> A. 移設時期 (H 年 月 頃) <input type="checkbox"/> B. 移設時期 (別途協議)
	<input type="checkbox"/> 4. 占用支障物件あり (下水道)	<input type="checkbox"/> A. 移設時期 (H 年 月 頃) <input type="checkbox"/> B. 移設時期 (別途協議)
	<input type="checkbox"/> 5. 占用支障物件あり (ガス)	<input type="checkbox"/> A. 移設時期 (H 年 月 頃) <input type="checkbox"/> B. 移設時期 (別途協議)
	<input checked="" type="checkbox"/> 6. 占用支障物件あり (マンホール蓋、仕切り弁蓋等)	<input checked="" type="checkbox"/> A. 管理者による高さ調整 (上水) () <input type="checkbox"/> B. 請負者による高さ調整 () ()
	<input type="checkbox"/> 7. 占用支障物件あり (その他)	<input type="checkbox"/> A. 移設時期 () () <input type="checkbox"/> B. 移設時期 (別途協議) () ()
	<input type="checkbox"/> 8. その他	<input type="checkbox"/> A. その他 () ()
排水工関係	<input type="checkbox"/> 1. 濁水、湧水処理条件あり	<input type="checkbox"/> A. 方法 () ()
	<input type="checkbox"/> 2. その他	<input type="checkbox"/> A. その他 () ()
再生材使用及び溶融スラグ	<input checked="" type="checkbox"/> 1. 再生材使用指定あり	<input type="checkbox"/> A. RC <input checked="" type="checkbox"/> B. アスファルト再生合材 (30%再生) <input type="checkbox"/> C. アスファルト再生合材 (100%再生) <input type="checkbox"/> D. 溶融スラグ使用あり () <input checked="" type="checkbox"/> E. 再生材を使用できない場合別途協議
	<input type="checkbox"/> 2. その他	<input type="checkbox"/> A. その他 () ()
その他	<input type="checkbox"/> 1. 現場発生材あり	<input type="checkbox"/> A. 品名 () () <input type="checkbox"/> B. 納入場所 () ()
	<input type="checkbox"/> 2. 支給材あり	<input type="checkbox"/> A. 品名 () () <input type="checkbox"/> B. 引渡し場所 () ()
	<input type="checkbox"/> 3. イメージアップあり	<input type="checkbox"/> A. 仮設費 () () <input type="checkbox"/> B. 安全費 () () <input type="checkbox"/> C. 営繕費 () () <input type="checkbox"/> D. 特別なイメージアップ () ()
	<input type="checkbox"/> 4. 「可児市工物品質証明実施要領」該当あり	<input type="checkbox"/> A. 品質証明員の配置あり () ()
	<input type="checkbox"/> 5. その他	<input type="checkbox"/> A. その他 () ()

本工事費内訳書

令和2年度 市道23号線舗装修繕工事

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
撤去工	式	1			1号明細書	
舗装工	式	1			2号明細書	
付帯工	式	1			3号明細書	
交通規制工	式	1			4号明細書	
直接工事費	式	1				
共通仮設費	式	1				
共通仮設費	式	1				
運搬費	式	1			1号内訳書	
共通仮設費(率計上)	式	1				
純工事費	式	1				
現場管理費	式	1				
工事原価	式	1				
一般管理費等	式	1				
工事価格	式	1				

代価表

路面切削
全面切削(4,000m²以下)・6cm以下 無し

1号代価表

1 m²当り

	名 称 ・ 規 格	構成比	積算地区単価	基準地区単価	摘 要	備 考
K						
K1	路面切削機[排出ガス対策型(第3次基準値)] ホイール式・廃材積込装置付・幅2.0m・切削深23cm					
K2	路面清掃車 ブラシ式・ホップ容量1.5m ³ ・四輪式					
R						
R1	普通作業員					
R2	土木一般世話役					
R3	特殊作業員					
R4	運転手(特殊)					
Z						
Z1	軽油 小型ローリー バトロール給油					

代価表

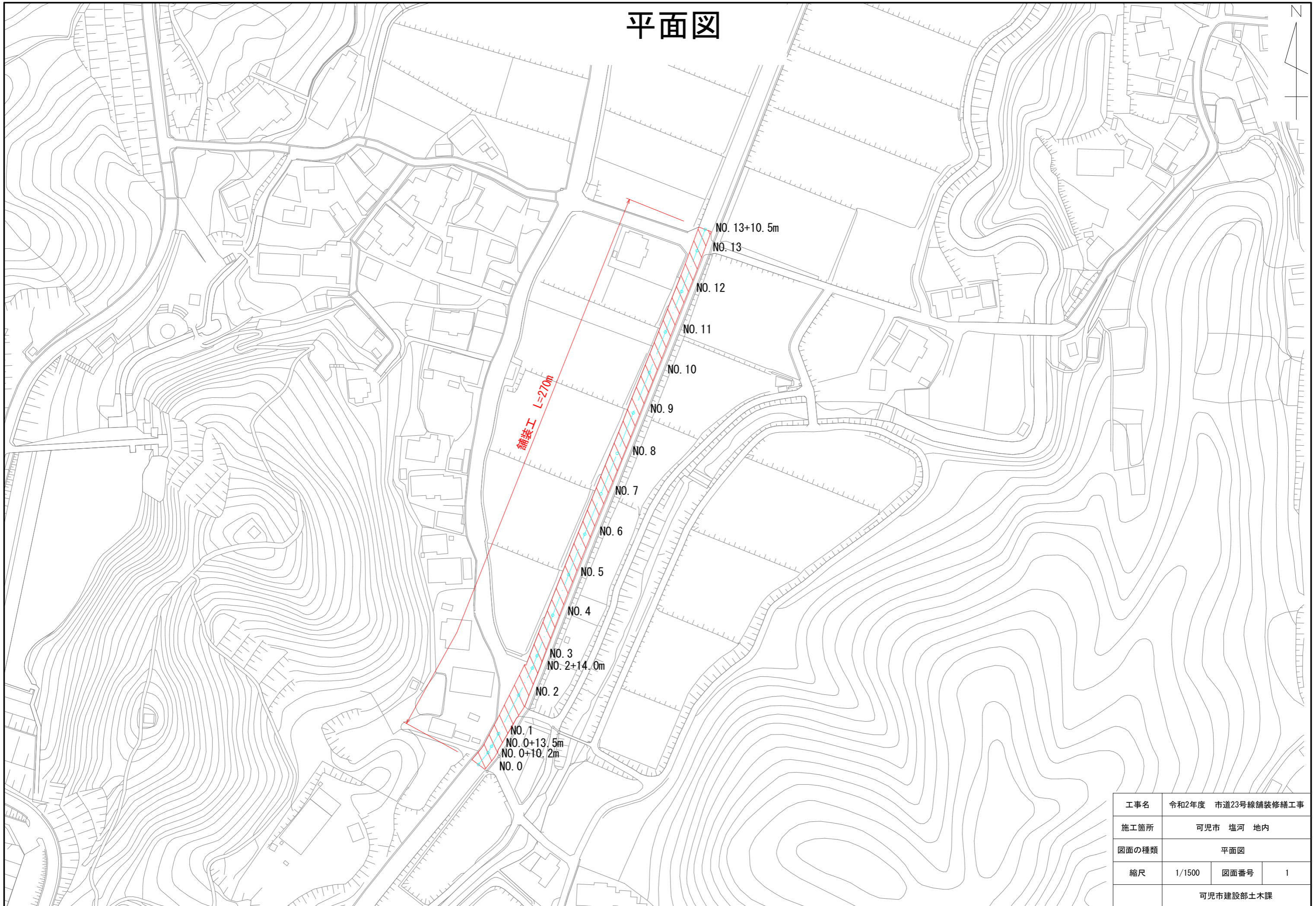
表層(車道・路肩部)
3.0m超 50mm 密粒度アスコン(20) タックコートPK-4

3号代価表

1 m2当り

	名称・規格	構成比	積算地区単価	基準地区単価	摘要	備考
K						
K1	アスファルトフィニッシャ(賃貸)(長期割引あり) ホール型 舗装幅2.3~6m					
K2	ロードローラ・マカダム(賃貸)(長期割引あり) 質量10~12t					
K3	タイヤローラ(賃貸) 質量8~20t					
R						
R1	普通作業員					
R2	特殊作業員					
R3	運転手(特殊)					
R4	土木一般世話役					
Z						
Z1	アスファルト混合物 密粒度アスコン(20)				12号代価表	
Z2	アスファルト乳剤 PK4 タックコート用					
Z3	軽油 小型ローラー パトロール給油					

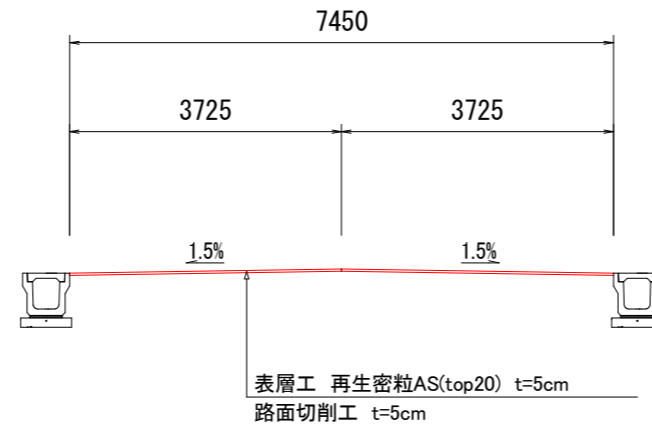
平面図



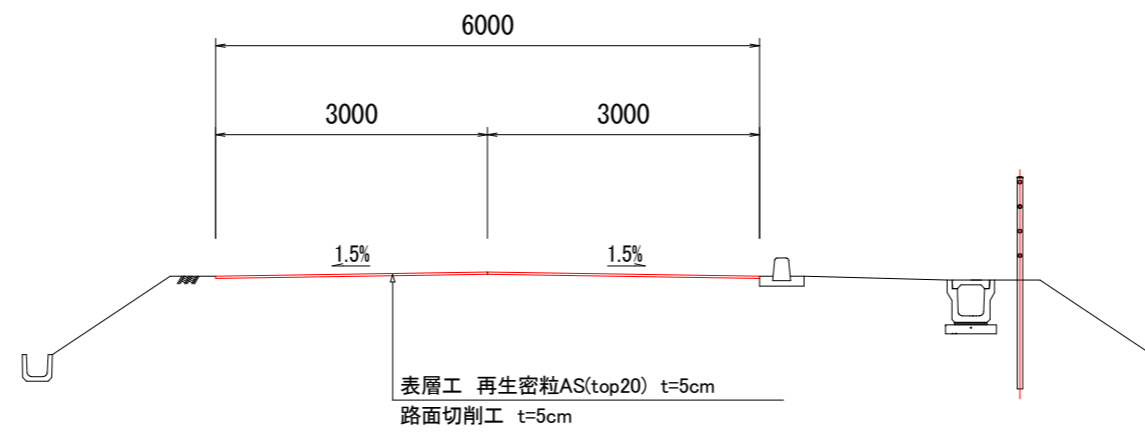
工事名	令和2年度 市道23号線舗装修繕工事		
施工箇所	可見市 塩河 地内		
図面の種類	平面図		
縮尺	1/1500	図面番号	1
可見市建設部土木課			

標準断面図

NO. 0

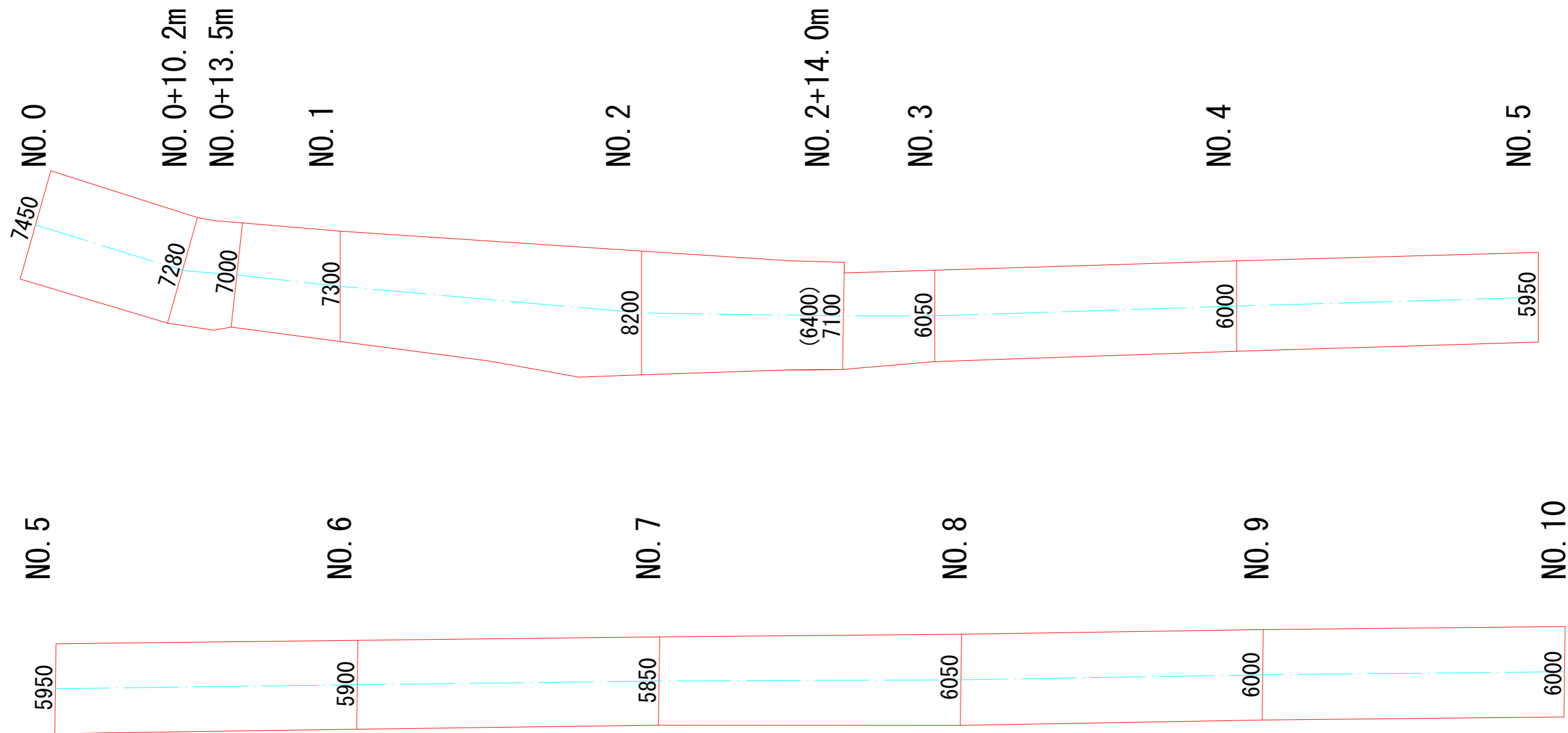


NO. 2+14.0m



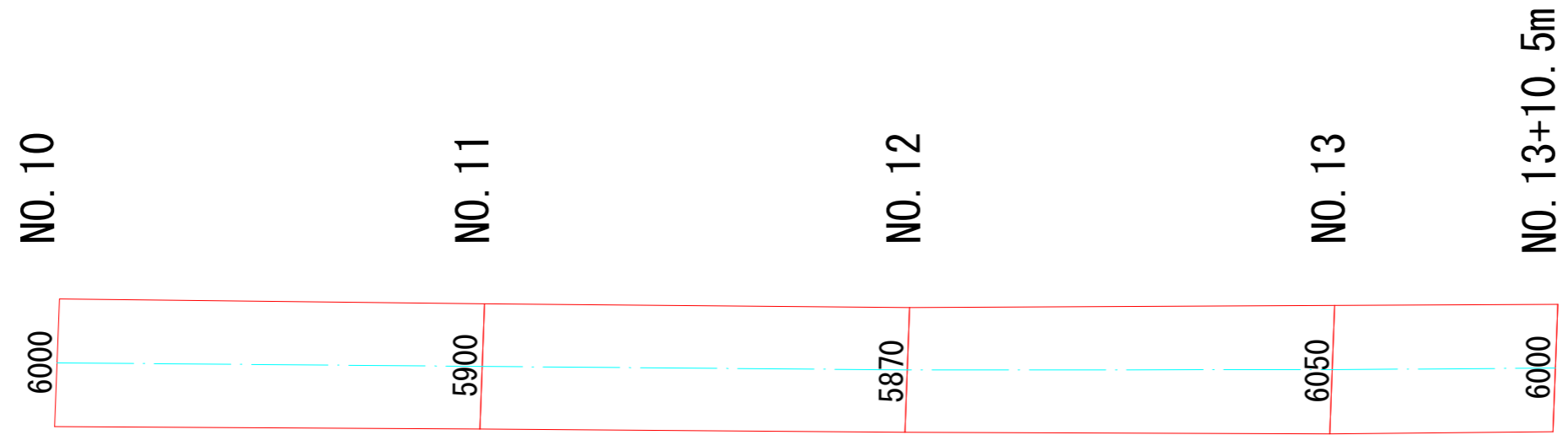
工事名	令和2年度 市道23号線舗装修繕工事		
施工箇所	可児市 塩河 地内		
図面の種類	標準断面図		
縮尺	図示	図面番号	2
可児市建設部土木課			

展開図1



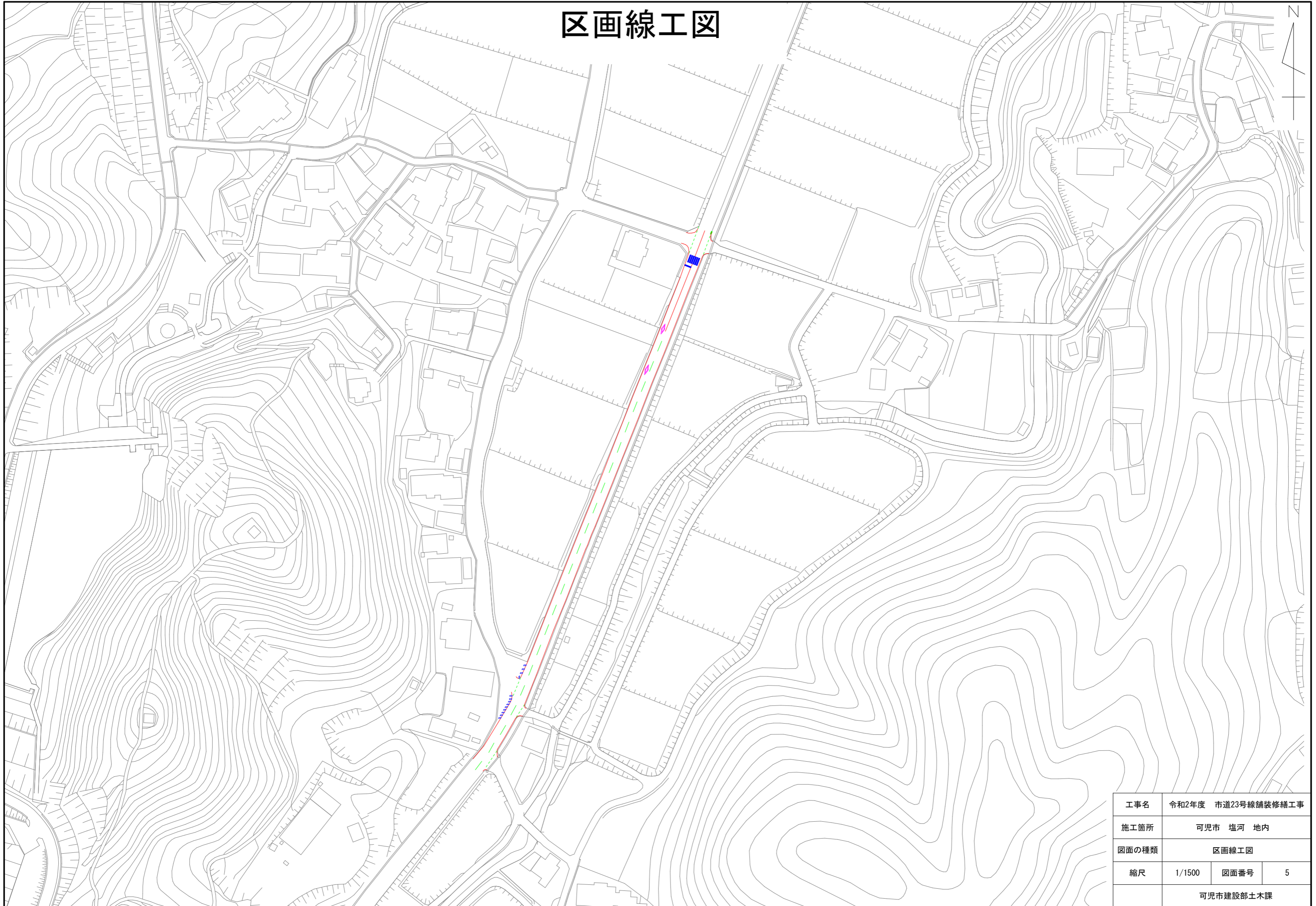
工事名	令和2年度 市道23号線舗装修繕工事		
施工箇所	可児市 塩河 地内		
図面の種類	展開図		
縮尺	1/300	図面番号	3
	可児市建設部土木課		

展開図2



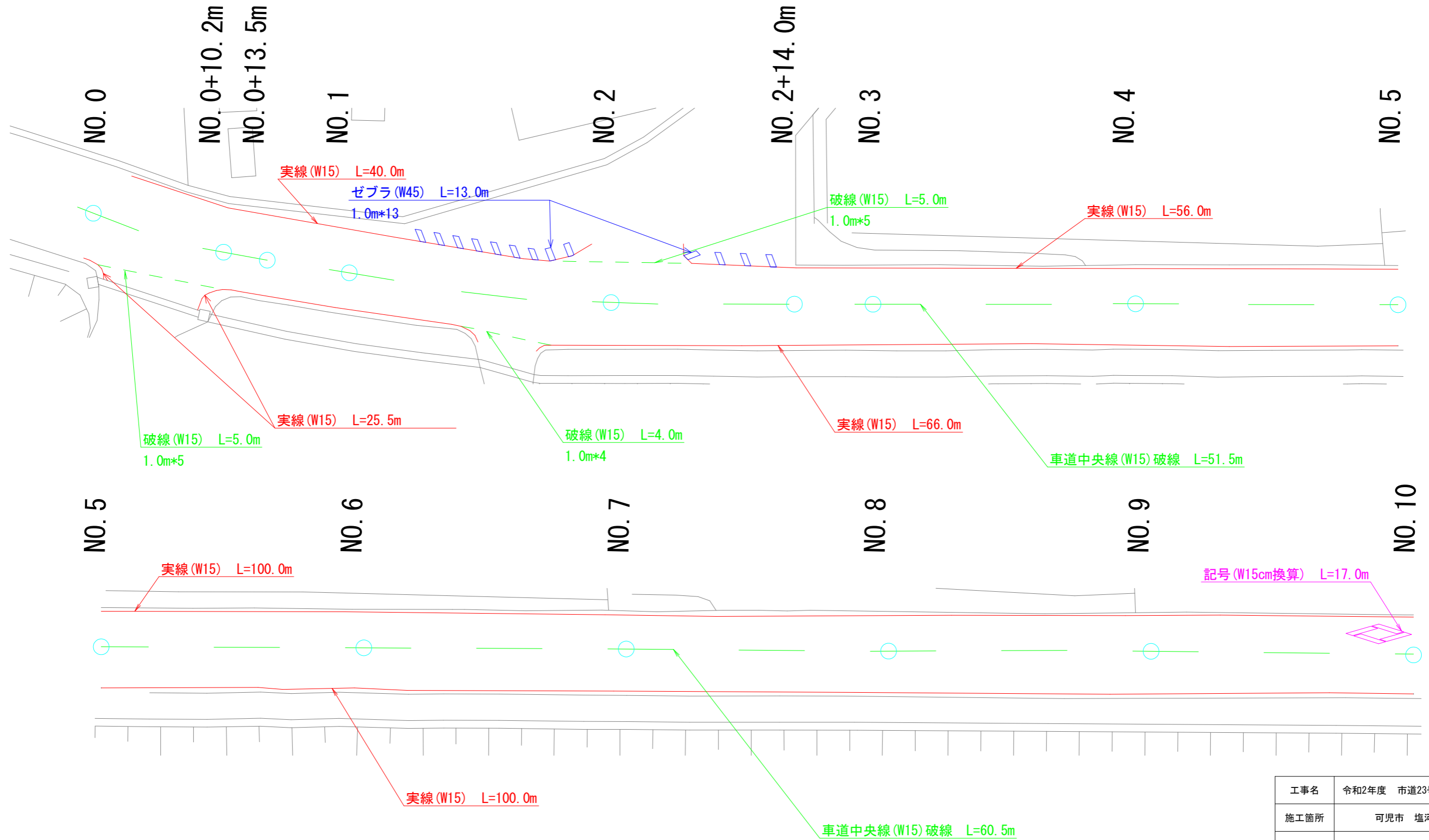
工事名	令和2年度 市道23号線舗装修繕工事		
施工箇所	可児市 塩河 地内		
図面の種類	展開図		
縮尺	1/300	図面番号	4
	可児市建設部土木課		

区画線工図



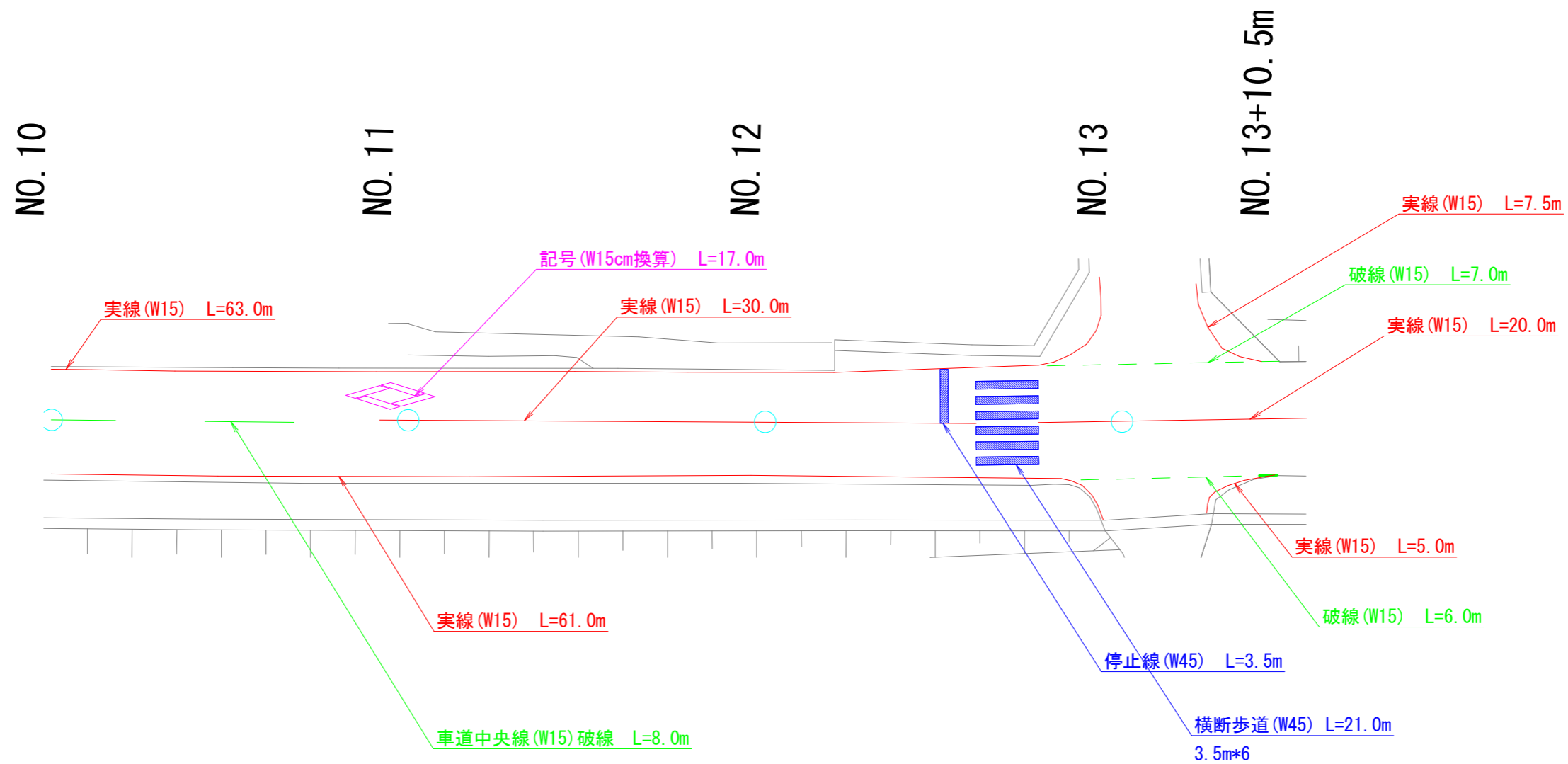
工事名	令和2年度 市道23号線舗装修繕工事		
施工箇所	可見市 塩河 地内		
図面の種類	区画線工図		
縮尺	1/1500	図面番号	5
可見市建設部土木課			

展開図1



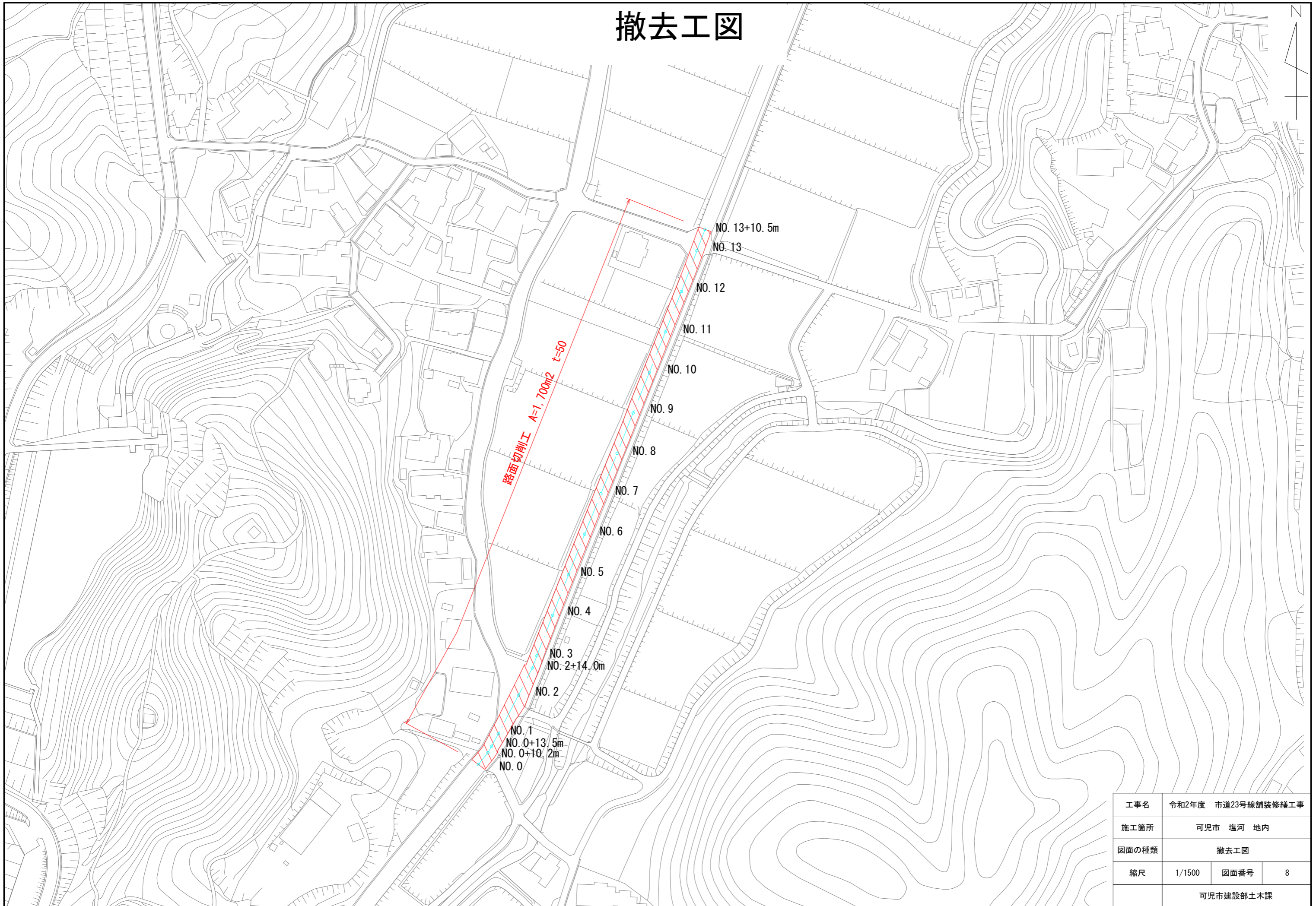
工事名	令和2年度 市道23号線舗装修繕工事		
施工箇所	可見市 塩河 地内		
図面の種類	展開図		
縮尺	1/300	図面番号	6
可見市建設部土木課			

展開図2



工事名	令和2年度 市道23号線舗装修繕工事		
施工箇所	可児市 塩河 地内		
図面の種類	展開図		
縮尺	1/300	図面番号	7
	可児市建設部土木課		

撤去工図



工事名	令和2年度 市道23号線舗装修繕工事		
施工箇所	可見市 塩河 地内		
図面の種類	撤去工図		
縮尺	1/1500	図面番号	8
可見市建設部土木課			